



監督署の窓

長時間労働の削減を

軽井沢のスキーバス事故の関連で平成28年1月19日、厚生労働大臣が閣議後の記者会見で今回のバス事故を発生させた事業者と同様の運行を行う貸切バス事業者についても、過重労働が行われていないかどうかも含めて、緊急の集中監督を実施すると発表しました。

過去に同様な事故（平成24年4月29日の関越自動車道でのバス事故）を受けて高速ツアーバスを

運行する貸切バス事業者に対して監督指導（多くは地方運輸機関と合同で実施）を実施するよう指示がありました。

今回も同様な指示が本省より各監督署に出され、2月に全国一斉に集中監督を実施することになりました。

さて、厚生労働省では、自動車運転者を使用する事業場（トラック、バス、タクシー業等）の運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種であることから毎年重点業種として監督指導を行っています。

監督指導、送検の状況についても公表しており、平成26年の状況は平成27年12月25日に公表されています。監督指導結果では、約83%の事業場で労働基準関係法令違反が認められ、そのうち56%に労働時間に関する法令違反が認められています。全業種平均と比較すると約

10%高くなっています。名古屋北労働基準監督署でも同様な違反率となつていきます。

本年度の行政運営方針で脳・心臓疾患等の労災請求事案については、長時間労働が行われていなかったか確認し、労働時間や健康障害防止に関する法令違反が認められた事業者や、遵法状態が定着しない悪質な事業者に対しては、司法処分とするなど厳正に対処し、送検した場合には企業名を公表するなどの対応を行っています。

自動車運転者を使用する事業場の運転手は36協定の限度基準の適用を除外されていることから、長時間労働の実態にあり、人手不足も重なり、さらに長時間労働に拍車をかけている状況です。

自動車運転者を使用する事業場に限らず、長時間労働に係る相談等の件数は増加しており、長時間労働による健康障害が

懸念される状況ですので、各事業場におかれましては、積極的な長時間労働の削減に努めていただくようお願いいたします。

目次

女性活躍推進法が全面施行します！	2
監督署の窓	7
行政の焦点	8
質問にお答えします	10
本年度社会保険労務士試験合格者体験記	15
弁護士に聴く	19
おのほそ道安全衛生・労務管理紀行	20
社会保険労務士が答える企業の労務管理	21
災害事例	22
こちら企業の労働110番です	23
愛知紛争調整委員 続・残月録	24
わたしのジ・ハード	25
近景遠景	26
名北セーフティ・アドバイス	27
表紙	27

労働〇×クイズ 15

問 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）を締結するため、従業員代表を会社が指名して協定した。

答えと解説は10ページをご覧ください。

